

「法人税に係るグループ通算制度の承認等の届出書」の記載要領

この届出書は、法人税法第 64 条の 9 第 1 項の承認を受け通算法人となったとき（法人税法第 64 条の 9 第 4 項、第 5 項、第 9 項、第 11 項又は第 12 項により承認があったものとみなされた場合を含みます。）又は法人税法第 64 条の 10 の規定により通算法人でなくなったときに提出してください。

本都に事務所等を有する以下の法人は、この届出書によらず、異動届出書を提出してください。

- ・解散により通算法人でなくなった通算親法人
- ・公益法人等に移行したことにより通算法人でなくなった通算親法人
- ・解散（合併又は破産手続開始の決定による解散に限ります。）又は残余財産の確定により通算法人でなくなった通算子法人
- ・連結親法人が「グループ通算制度へ移行しない旨の届出書」を税務署長に提出した場合の当該連結親法人及び連結子法人

1 提出期限

通算法人となった日又は通算法人でなくなった日から 15 日以内に納税地の所管都税事務所（島しょにおいては支庁）に提出してください。

2 添付書類

この届出書には、**次に掲げる書類の写し**を添付してください。

通算法人となった場合	(1) 通算グループとして新たにグループ通算制度の適用を受けたとき
	ア 通算親法人の場合 → 「グループ通算制度の承認の申請書（兼）e-Tax による申告の特例に係る届出書（初葉）」 通算子法人の場合 → 「グループ通算制度の承認の申請書（兼）e-Tax による申告の特例に係る届出書（初葉）」及び 「グループ通算制度の承認の申請書（兼）e-Tax による申告の特例に係る届出書（次葉）」（当該通算子法人分のみ） イ グループ一覧
通算法人でなくなった場合	(2) 通算グループに後から加入したとき
	ア 「完全支配関係を有することとなった旨を記載した書類及びグループ通算制度への加入時期の特例を適用する旨を記載した書類（兼）e-Tax による申告の特例に係る届出書（初葉）」 イ 「完全支配関係を有することとなった旨を記載した書類及びグループ通算制度への加入時期の特例を適用する旨を記載した書類（兼）e-Tax による申告の特例に係る届出書（次葉）」 ※時価評価法人等である場合に限りです。 ウ グループ一覧
通算法人でなくなった場合	(1) グループ通算制度の適用の取りやめの承認を受けたとき
	・ 国税庁長官の取りやめの承認の通知
	(2) 青色申告の承認の取消しの処分を受けたとき
通算法人でなくなった場合	・ 税務署長の処分の通知
	(3) 上記以外のとき
通算法人でなくなった場合	・ 「通算完全支配関係等を有しなくなった旨を記載した書類」又は税務署に提出した当該異動事項に関する届出書

※通算子法人の場合には、この届出書に添付する書類について通算親法人から写しの交付を受け、提出してください。

(裏面に続く)

3 各欄の記載方法

(1)「法人番号」	・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律により指定された「法人番号(13桁)」を記載してください。										
(2)「本店又は主たる事務所の所在地」	・登記してある本店又は主たる事務所の所在地を記載してください。										
(3)「都内における主たる事務所等の所在地」	・上記(2)の所在地が他の道府県である場合にのみ記載してください。										
(4)「通算法人の種類」及び「区分」	・該当する□にレ印を付してください。										
(5)「上記区分に該当することとなった事由」	・該当する□にレ印を付してください。 <ul style="list-style-type: none"> ・「グループ通算制度の承認申請の承認があった。」には承認があったものとみなされた場合を含みます。 ・「通算完全支配関係等を有しなくなった。」とは、法人税法第64条の10第6項各号に掲げる事実が生じた場合をいい、()内には、通算完全支配関係等を有しなくなった具体的な原因を記載してください。 										
(6)「事由が生じた日」	・上記(5)において該当する事由が生じた日(承認又は承認の効力を失ったものとみなされた日を含みます。)を記載してください。 また、承認申請書又は事由が生じた旨の書類等を税務署に提出した場合には、その提出日を()内に記載してください。										
(7)「通算親法人最初通算事業年度」	・通算親法人が、グループ通算制度の承認を受け、効力が生じた日以後最初に終了する又はした事業年度を記載してください。										
(8)「法人の区分」	・法人税法の規定による時価評価法人又は関連法人に該当する場合に、該当する□にレ印を付してください。										
(9)「通算子法人最初通算事業年度」	・通算子法人がこの届出をする場合に、法人税におけるグループ通算制度の適用を受ける又は適用を受けた最初の事業年度を記載してください。										
(10)「この届出の事由により事業年度を変更することとなる場合」	<table border="1"> <tr> <td>変更前</td> <td>・グループ通算制度の承認又は承認の失効等の事由が生じたため、地方税法第72条の13第6項から第10項及び第12項のいずれかの規定に該当する法人は、変更前と変更後の事業年度を記載してください。 <ul style="list-style-type: none"> ・承認又は承認の失効等の事由が生じなければ申告するはずであった事業年度又は通算事業年度で、「変更後」に対応するもの </td> </tr> <tr> <td>変更後</td> <td> <table border="1"> <tr> <td>承認等の場合</td> <td>【法人税法第14条第8項(加入時期の特例)の規定を受け、会計期間を選択した場合】 <ul style="list-style-type: none"> ・特例決算期間(会計期間)終了直後の事業年度 </td> </tr> <tr> <td>上記以外の場合</td> <td>【上記以外の場合】 <ul style="list-style-type: none"> ・グループ通算制度の承認の効力が生じる直前の事業年度(時価評価法人等の場合は、その事業年度の直前の事業年度) </td> </tr> <tr> <td>承認の失効等の場合</td> <td>・承認の失効等の事由により生じる事業年度のうち、定款等に定めのある計算期間の末日で終了する事業年度</td> </tr> </table> </td> </tr> </table>	変更前	・グループ通算制度の承認又は承認の失効等の事由が生じたため、地方税法第72条の13第6項から第10項及び第12項のいずれかの規定に該当する法人は、変更前と変更後の事業年度を記載してください。 <ul style="list-style-type: none"> ・承認又は承認の失効等の事由が生じなければ申告するはずであった事業年度又は通算事業年度で、「変更後」に対応するもの 	変更後	<table border="1"> <tr> <td>承認等の場合</td> <td>【法人税法第14条第8項(加入時期の特例)の規定を受け、会計期間を選択した場合】 <ul style="list-style-type: none"> ・特例決算期間(会計期間)終了直後の事業年度 </td> </tr> <tr> <td>上記以外の場合</td> <td>【上記以外の場合】 <ul style="list-style-type: none"> ・グループ通算制度の承認の効力が生じる直前の事業年度(時価評価法人等の場合は、その事業年度の直前の事業年度) </td> </tr> <tr> <td>承認の失効等の場合</td> <td>・承認の失効等の事由により生じる事業年度のうち、定款等に定めのある計算期間の末日で終了する事業年度</td> </tr> </table>	承認等の場合	【法人税法第14条第8項(加入時期の特例)の規定を受け、会計期間を選択した場合】 <ul style="list-style-type: none"> ・特例決算期間(会計期間)終了直後の事業年度 	上記以外の場合	【上記以外の場合】 <ul style="list-style-type: none"> ・グループ通算制度の承認の効力が生じる直前の事業年度(時価評価法人等の場合は、その事業年度の直前の事業年度) 	承認の失効等の場合	・承認の失効等の事由により生じる事業年度のうち、定款等に定めのある計算期間の末日で終了する事業年度
変更前	・グループ通算制度の承認又は承認の失効等の事由が生じたため、地方税法第72条の13第6項から第10項及び第12項のいずれかの規定に該当する法人は、変更前と変更後の事業年度を記載してください。 <ul style="list-style-type: none"> ・承認又は承認の失効等の事由が生じなければ申告するはずであった事業年度又は通算事業年度で、「変更後」に対応するもの 										
変更後	<table border="1"> <tr> <td>承認等の場合</td> <td>【法人税法第14条第8項(加入時期の特例)の規定を受け、会計期間を選択した場合】 <ul style="list-style-type: none"> ・特例決算期間(会計期間)終了直後の事業年度 </td> </tr> <tr> <td>上記以外の場合</td> <td>【上記以外の場合】 <ul style="list-style-type: none"> ・グループ通算制度の承認の効力が生じる直前の事業年度(時価評価法人等の場合は、その事業年度の直前の事業年度) </td> </tr> <tr> <td>承認の失効等の場合</td> <td>・承認の失効等の事由により生じる事業年度のうち、定款等に定めのある計算期間の末日で終了する事業年度</td> </tr> </table>	承認等の場合	【法人税法第14条第8項(加入時期の特例)の規定を受け、会計期間を選択した場合】 <ul style="list-style-type: none"> ・特例決算期間(会計期間)終了直後の事業年度 	上記以外の場合	【上記以外の場合】 <ul style="list-style-type: none"> ・グループ通算制度の承認の効力が生じる直前の事業年度(時価評価法人等の場合は、その事業年度の直前の事業年度) 	承認の失効等の場合	・承認の失効等の事由により生じる事業年度のうち、定款等に定めのある計算期間の末日で終了する事業年度				
承認等の場合	【法人税法第14条第8項(加入時期の特例)の規定を受け、会計期間を選択した場合】 <ul style="list-style-type: none"> ・特例決算期間(会計期間)終了直後の事業年度 										
上記以外の場合	【上記以外の場合】 <ul style="list-style-type: none"> ・グループ通算制度の承認の効力が生じる直前の事業年度(時価評価法人等の場合は、その事業年度の直前の事業年度) 										
承認の失効等の場合	・承認の失効等の事由により生じる事業年度のうち、定款等に定めのある計算期間の末日で終了する事業年度										
(10)「加入時期の特例」	・法人税法第14条第8項の規定による加入時期の特例の適用の有無について、該当する□にレ印を付してください。										
(11)「通算法人となる前の事業税等に係る申告書の提出期限の延長の承認」	・通算法人でなくなった場合に、事業税及び特別法人事業税について通算法人となる前(連結法人から通算法人へ移行した場合は連結法人となる前)の申告書の提出期限の延長の承認の有無について該当する□にレ印を付し、有の場合にはその延長の承認が適用されることとなった最初の事業年度及びその延長月数を記載してください。										
(12)「通算親法人」	・通算子法人がこの届出をする場合に通算親法人の法人名等を記載してください。記載にあたっては、上記(2)、(3)の記載方法を参照してください。										
(13)「関与税理士署名」	・税理士及び税理士法人がこの届出書を作成した場合に、その税理士等が署名してください。										
(14)※印欄	・※印欄は、都税事務所の処理欄ですので記載しないでください。										